

平成 2 9 年 第 1 回

秋川流域斎場組合議会臨時会会議録

秋川流域斎場組合議会

平成29年第1回

秋川流域斎場組合議会臨時会会議録

平成29年8月3日（木）、平成29年第1回秋川流域斎場組合議会臨時会は、西秋川衛生組合会議室に招集された。

8月3日（木曜日）

1. 出席議員（10名）

1番	辻 よし子	8番	濱 中 映 慈
2番	大久保 昌 代	10番	清 水 兵 庫
5番	窪 島 成 一	11番	吉 川 洋
6番	山 根 トミ江	12番	高 橋 邦 男
7番	青 鹿 和 男	13番	小 峰 陽 一

2. 欠席議員（2名）

3番	村 木 英 幸	9番	村 木 満
----	---------	----	-------

3. 会議録署名議員

11番	吉 川 洋	12番	高 橋 邦 男
-----	-------	-----	---------

4. 出席説明員

管理者	橋 本 聖 二	担当課長	濱 中 修
副管理者	澤 井 敏 和	担当課長	山 本 淳 史
副管理者	坂 本 義 次	担当課長	久保嶋 光 浩
副管理者	河 村 文 夫	担当課長	原 島 滋 隆

5. 事務局職員

事務局長	西 和 彦	係 長	峯 尾 元 久
主 事	小 林 孝 行		

平成 2 9 年 第 1 回
秋川流域斎場組合議会臨時会会議録

日 時 平成 2 9 年 8 月 3 日 (木) 午後 2 時 0 0 分開議

場 所 西秋川衛生組合会議室

日 程	番 号	件 名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		秋川流域斎場組会副議長の選挙
日程第 6	議案第 5 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)
日程第 7	議案第 6 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (秋川流域斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)
日程第 8	議案第 7 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (秋川流域斎場組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

議事案件

議事日程

- | | | |
|-----|---|-------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 | 1 | 議席の指定 |
| 日程第 | 2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 3 | 会期の決定 |
| 日程第 | 4 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 5 | 秋川流域斎場組合議会副議長の選挙 |
| 日程第 | 6 | 議案第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 | 7 | 議案第6号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(秋川流域斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例) |
| 日程第 | 8 | 議案第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(秋川流域斎場組合職員一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例) |

午後 2 時 0 0 分 開会

議長 (青鹿 和男君) ただいまから、平成 29 年第 1 回秋川流域斎場組合議会臨時会を開催いたします。

なお、日の出町議会議員、村木満議員につきましては、欠席届が提出されておりますことを申し述べさせていただきます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ※ ————— ※ —————

議長 (青鹿 和男君) 日程第 1 「議席の指定」を行います。
議席は、会議規則第 3 条の規定により議長において指定いたします。
ただいまの着席どおりの指定といたします。

————— ※ ————— ※ —————

議長 (青鹿 和男君) 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 109 条の規定により、

1 1 番 吉川 洋 君

1 2 番 高橋 邦男君

を今会期中、指名いたします。

————— ※ ————— ※ —————

議長 (青鹿 和男君) 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日一日限りと思いたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (青鹿 和男君) ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日一日限りと決定いたしました。

————— ※ ————— ※ —————

議長 (青鹿 和男君) 日程第 4 「諸般の報告」をいたします。
管理者、橋本聖二君。

管理者 (橋本 聖二君) 皆様、こんにちは。
ただいま議長のご指名をいただきましたので、ご挨拶方々、諸般のご報告を申し述べさせていただきます。

本日は、平成 29 年第 1 回秋川流域斎場組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、開会ができますことを心から厚くお礼を申し上げます。

ただいま議長からのご紹介、また、それぞれに自己紹介がございましたが、あきる野市議会選挙により、めでたく当選の栄を果たされました皆様方には、改めまして心からお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

また、檜原村議会におかれましては、当組合の議会議員が改選され

ました。

今後とも本組合の運営に対しましては、皆様方のご理解とご協力を心からお願いを申し上げる次第でございます。

「思い出を語るロマンの杜ひので斎場」も平成13年4月の供用開始から17年目を迎えました。現在に至るまで順調に稼働し、皆様にご利用をいただいているところでございます。

それでは、諸般の報告を申し上げたいと存じます。

まず、昨年度の施設利用状況でございますが、火葬は全体で1,412件、前年度との比較では、82件の増でございます。このうち組合内の利用は1,317件、全体の93.3%となっております。

次に式場でございますが、全体で476件、前年度との比較で47件の増でございます。組合内の利用は455件、95.6%となっております。

以上が利用状況でございます。

次に29年度の実施事業でございますが、当斎場も供用開始から17年が経過することから、本年度は長期修繕計画に沿って場内のモニター設備や空調機器更新工事等を予定しております。また、30年度には、火葬炉の増設工事を予定しているところでございます。

今後においても設備改修等、大きな工事も必要な時期になってまいります。幸い建物設備整備基金の運用が順調に進んでおり、引き続き計画的に執行してまいりたいと存じます。

今後も斎場組合の運営に当たりましては、多くの皆様に安心してご利用いただける心安らぐ場を提供していくことを第一に、誠意をもって努めてまいりたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶方々、諸般の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 (青鹿 和男君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

————— ※ ————— ※ —————

議長 (青鹿 和男君) 日程第5「秋川流域斎場組合議会副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (青鹿 和男君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
(青鹿 和男君) ご異議なしと認めます。
よって、議長が指名することに決定いたしました。
副議長に、清水兵庫君を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました清水兵庫君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
(青鹿 和男君) ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました清水兵庫君が副議長に当選されました。
清水兵庫君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条の規定により告知いたします。
それでは、清水兵庫君に副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

副 議 長 (清水兵庫君) ただいま選出いただきました檜原村議会の清水兵庫君でございます。力不足ではございますが、青鹿議長のもと、精一杯務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 (青鹿 和男君) ありがとうございます。

議 長 (青鹿 和男君) 日程第6 議案第5号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

管 理 者 (橋本 聖二君) 議案第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて、につきまして提案理由のご説明を申し上げます。
本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月1日に施行されたことに伴い、改正を行うものでございます。
また、本年第1回の斎場組合議会定例会において、秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が承認されたことに伴い、その関連する条文の整備をする必要が生じたことから、併せて改正をするものでございます。
主な改正内容は、一日の勤務時間の一部について取得可能な介護時間を新設するとともに、要介護者を介護する職員について時間外勤務を免除することができる規定を追加するもの等でございます。
なお、条例の施行日を平成29年4月1日とする必要があることから、専決処分とするものでございます。
以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして

提案理由のご説明といたします。

議 長 (青鹿 和男君) これより質疑に入ります。

6 番 6 番 (山根トミ江君) 何点かございますので、一つ一つお聞きします。

まず最初に、この1条から4条関係、そのほかにもあるようではありますが、ここは再任用職員に関する勤務時間とか休日、休暇等について条例で定めたものという理解をしますけれども、参考のために教えていただきたいのですが、当組合職員で再任用の方はいらっしゃるのでしょうか。また、職員は何人ぐらいいらっしゃるのか、参考のために教えてください。

議 長 (青鹿 和男君) 局長。

事務 局長 (西 和彦君) それでは、ただいまの再任用職員の現状について、お答えいたします。

現在、齋場組合の職員は私を含めて4名でございますけれども、全日の出町から派遣された職員でございます。それ以外に再任用の職員というものは現在おりません。今後、再任用の職員が派遣される可能性はあるかとは思いますが、それにつきましては派遣元の出町の出町のほうの判断になるものと考えているところでございます。以上でございます。

議 長 (青鹿 和男君) 山根議員。

6 番 (山根トミ江君) わかりました。

次に、9条の2についてですけれども、このところは育児と介護に関する超過勤務の免除について定めた条例改正なのかなというふうに理解をいたしました。この中で、新旧対照表の中で傍線が引いてあるところがありますよね。「秋川流域齋場組合規則」というところが、「組合規則」というふうに変わったと私は理解しているんですけど、傍線の引いてあるところ、このところは規則の呼び名が変わったということなんですけれども、この「組合規則」になることによって何か内容が変わるとか、そういうことはあるのでしょうか。

議 長 (青鹿 和男君) 局長。

事務 局長 (西 和彦君) ただいまの組合規則の関係でございますけれども、特に内容等が変わることはございません。わかりやすくするために、齋場組合のほかの条例等の言い回しと合わせる形の改正をさせていただきました。条文整備でございます。

議 長 (青鹿 和男君) 山根議員。

6 番 (山根トミ江君) わかりました。

もう1つ、16条の2項のところですが、ここは新たに加わっています、新旧対照表では文言が。そこでちょっとお聞きしたいんですけ

れども、この内容としては、介護が必要な職員に対して介護休暇が認められるという内容だと私は理解するんですけども、具体的な内容について、ここの2のところに、「必要な事項は、組合規則で定める」というふうなことが書かれているんですけども、今の段階では、具体的には介護時間とかそういうのは、これからその規則で定めるというふうに理解してよろしいですか。

議 長
事務 局長

(青鹿 和男君) 局長。

(西 和彦君) ただいまの組合規則で定めるという部分でございますけれども、それにつきましても条例と同様に整備をさせていただいております。内容としては、今まであった育児の関係に加えて、介護という部分を付け加えるというような形の改正になります。

以上でございます。

議 長

(青鹿 和男君) ほかに質疑ありますか。

辻議員。

1 番

(辻 よし子君) 私、前回の2月の議会でも申し上げた専決処分のところで、1点確認したいと思います。

専決処分、ご存知のとおり地方自治法179条と180条とあると思います。180条の場合は議決に指定された内容ということで、簡易なもの、しかも議会の同意が必要ということだと思います。一方、179条というのは、議会の同意が必要ないと。仮に、これ承認を求められていますけれども、承認されなかった場合どうなるかという、承認されなくても専決処分はそのまま行われるということですので、やはり専決処分という扱いは、なるべく議会の中では慎重にありべきだなと思います。

それで今回の議案第5号、この専決処分は日の出町の条例に従って組合は行っているということで、平成28年の3月の議会で今日ということですので、本来であれば2月の前回の斎場組合の議会で上げられるべきものであったのではないかと、その辺の確認をさせてください。

議 長
事務 局長

(青鹿 和男君) 局長。

(西 和彦君) ただいまの専決処分に関するご質問にお答えいたします。

まず1点、28年の3月ではなくて、29年の3月かと思います。今年の3月に日の出町議会のほうでかけたものだというふうに認識してございます。

まず専決処分についてですけども、こちらの考え方につきまして申し上げます。基本的に辻議員がおっしゃられるように、条例改正等につきましては議会に上程し、議決をいただくものと

いうふうに認識しております。前回の定例会において辻議員からご指摘をいただきまして、お答えしたとおり、現在も事務局としては議会上程を基本ということで考えておりますし、今後もそういった形で進めていきたいというふうに考えております。

今回の改正につきましては、法律の改正等がありまして、29年の4月1日で施行しなければならないという事情があったということですが、それに関連しまして現状をご報告させていただきたいと思えます。

まず斎場組合の議会は、定例会が2月と10月に開催がございます。その日程調整ですけれども、半年前に日程調整を行っていますが、現状としては、なかなか日程の確保が困難な状況にあるというようなことがございます。このようなことから、例えば急遽に臨時議会を開催するということは、現実的には難しい部分も含んでいるということをご承知おきいただきたいと考えております。

それから町の条例に斎場組合の条例は準拠しているわけですが、基本的に斎場組合の職員というのは日の出町の職員組合に加入してございます。町の職員組合として、町側と交渉し、妥結し、その結果を受けて条例改正が行われるものとなっておりますので、基本的にはそういった意味からも町の条例に斎場組合の条例が準拠しているというような現状がございます。

ただ、かといって専決でいいかということになりますと、なかなかそうではありません。当然、議会のほうは尊重していかなければいけないというような考え方を持っておりますので、今後はその現状を踏まえた上で、いかに丁寧に議員の皆様にご説明をしていくか、そちらの方法を考えていきたいということで現在、研究・検討をしております。

議会の招集の困難さや日の出町の職員組合との関連もありますが、やはり説明のほうはしっかりしていきたいと思えますので、今後は、議会で専決のご承認をいただく前に、何らかのそういった内容をお伝えできる良い方法があるかどうか、その辺のところを十分に研究させていただいて、皆様方に丁寧に説明ができるように対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長
1 番

(青鹿 和男君) 辻議員。

(辻 よし子君) 失礼いたしました。私の認識の間違いだったんでしょうか。これ、日の出町で平成29年3月で間違いはないということですね。わかりました。私のほうが調べたときに年度を間違えていたようで、2月に間に合ったのではないかなと思ったので、このような

発言になりました。

なかなか議会を開くのが難しいという状況の中で、専決処分になるのはやむを得ないという面も理解しております。今ご説明があったように、説明をこれからいろいろ詳しくしていただけるということですので、日の出の議会で決まったことに準拠するということですので、そこでの論点ですとか、どんなことが議論された上でその条例が決まったのか、特に議論があった場合などについては、その辺のご説明をいただくと納得できる部分も多いのかなと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

議 長
1 1 番

(青鹿 和男君) 吉川議員。

(吉川 洋君) まず、理事者のほうからの報告というものがありませんけれども、理事者からの報告というものも文書でいただけたらありがたいなということ。あと、理事者側の議席の、議席表みたいなものを次回からは用意してもらおうとありがたいと思います。

それと、今回の条例の中で質問をしたいと思うのですが、この中の、できたら事務局でページを付けてもらおうと、質問も何ページということでしたので、お願いします。

それから今、辻議員から質問したことについては、日程的に議会を開くいとまがなかったのかなというようなことで理解しました。専決はなるべく避けるという事務局のほうの考えを持っていますし、そのようなことを今後もやっていただきたいと思います。

それで質問ですけれども、ページが書いてないので、条例の2条の3です。条例の2条の3の、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、再任用職員についての規程ですけれども、この中の「1週間について15時間30分から31時間の範囲内で」というようなこの時間、こういう時間の根拠というのは何に基づいて示されているのか、そのことについてお願いします。

議 長
事務 局長

(青鹿 和男君) 局長。

(西 和彦君) ただいまの吉川議員からの最初の報告の内容、議席表、それからページの件につきましては、事務局としても落とししておりましたので、次回から必ずつけさせていただきたいと思います。

ご質問の時間の関係ですけれども、これは国に準じて行っておりまして、国の再任用制度、そこの中を見ましても、短時間勤務職員の勤務時間は15時間30分から31時間の範囲内であれば1週間の勤務が異なるような割り振りとしても可能であるというようなことが規定されております。

町においても斎場組合においても、国のその辺の法律と合わせた形としております。ただ、実際にどんな勤務形態になるかというのは、

仕事の内容やその方の都合等によって変わってくるかと思っておりますので、必ずしも何時間ということは特定できないというふうに思っております。法的にはその範囲内で短時間勤務ができるということが規定されているということでございます。

以上でございます。

議 長 (青鹿 和男君) 吉川議員。
1 1 番 (吉川 洋君) どうもありがとうございます。時間については国に準じてということなんでしょうけれども、私自身も勉強不足で、どうして国はこの時間を定めたのかなということも、本来、私が勉強しなければいけないことだと思うんですが、事務局のほうも、どうしてかなというようにこの観点で、国が決めたんだからではなくて、こちらの議会として、組合としてどうなんだという説明がされるとありがたいなと思いましたので、よろしくお願いたします。

議 長 (青鹿 和男君) ほかに質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (青鹿 和男君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。通告願います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (青鹿 和男君) 通告がありませんので、討論を終結いたします。
これより議案第5号を採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (青鹿 和男君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

————— ※ ————— ※ —————

議 長 (青鹿 和男君) 日程第7 議案第6号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二君。

管 理 者 (橋本 聖二君) 議案第6号 専決処分の報告及び承認を求めることについて、につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、議案第5号と同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものでございます。

主な改正内容は、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養育里親として委託されている子を加えたこと。また、育児時間に加えて介護時間の承認に関する規定を追加するものでございます。

なお、条例施行日は、議案第5号と同様に平成29年4月1日とする必要があることから、専決処分とするものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして、提案理由の説明といたします。

議長 (青鹿 和男君) これより質疑に入ります。

山根議員。

6番 (山根トミ江君) 1点だけお伺いいたします。

新旧対照表のほうの2条の2のところですか。これは新たに加わったものだというふうに思いますけれども、この部分は養育里親となった職員についての育児休業の規定を新たな条例で定めることになったと理解するんですけど、これを読んでいてとても難しいので、何回も読んだんですけど、内容がとてもわかりづらいので、大変申し訳ないんですけど、内容について、これはどういうことをいっているのかということ、もう少しわかりやすく説明をお願いいたします。

議長 (青鹿 和男君) 局長。

事務局長 (西 和彦君) それでは、ただいまの山根議員からのご質問にお答えいたします。

今回のこの改正につきましては、先ほど管理者からもありましたように、法律の改正に伴うものでございまして、主に今、山根議員からご質問があった2条の2というのがメインになってくるわけですが、ここのところ確かに読みづらい部分もございまして、若干説明を加えさせていただきたいと思っております。

ここに幾つか触れているんですけど、主に特別養子縁組というのが今回の改正の内容となっております。この特別養子縁組というのは、これは専ら子どもの福祉を目的としておりまして、様々な事情で育てられない子どもが家庭で養育を受けることができるようにする趣旨の制度でございます。1つ目の特徴といたしまして、6歳未満の児童ということで、年齢の制限がございまして、それから親子関係。実の親と子どもさんとの親子関係でございまして、特別養子縁組が認められますと戸籍上、実の親と子どもさんの親子関係は消滅いたします。通常、よく言われる普通養子縁組。これはそれぞれの親子関係が継続するわけですが、特別養子縁組につきましては親子関係が消滅するというのが大きな特徴です。

そのようなことから、例えば普通養子縁組ですと当事者の合意と市区町村役場への届け出で養子縁組が成立しますが、この特別養子縁組につきましては、裁判所の審判を仰ぐ必要があるということになっております。裁判所の審判の内容ですが、6カ月以上の試験的な養育期間、この試験的な養育期間のことを先ほど管理者のほうで監護

の期間ということでご説明いたしました。この6カ月以上の監護の期間が必要ということになっております。その監護の期間が終わった後に、裁判所のほうで、適性がどうなのかとか、新たな親子関係にしてどうなのか、その辺の諸事情も全て考慮いたしまして、最終的に裁判所のほうで決定をするというようなことになっております。

そういったことで、従来は制度上、監護期間中というのは戸籍上の親子関係がないことから、育児休業の対象となっておりませんでした。今回のこの改正によりまして、育児休業の対象となる子の範囲が特別養子縁組の監護期間中の子どもも新たに加わったということがございます。

以上でございます。

議 長 (青鹿 和男君) 山根議員。
6 番 (山根トミ江君) 特別養子縁組と普通の養子縁組との違い、よくわかりましたので、ありがとうございます。

議 長 (青鹿 和男君) ほかに、質疑ございますか。
吉川議員。

1 1 番 (吉川 洋君) この条例に関して、平成7年から施行されているということですが、これの実績というのは具体的にあるんでしょうか。先ほど、職員4人しかいらっしやらないという中において、実績というものがあれば、教えていただきたいと思います。

議 長 (青鹿 和男君) 局長。
事務 局長 (西 和彦君) お答えいたします。

今回の条例改正の部分は当然いままではなかったものですが、それ以外の育児休業関連で、斎場組合でそういった休暇をとった職員というのは今のところありません。過去から4名体制できておりますが、実績は今のところないということがございます。ただ、斎場組合も一つの独立した自治体になりますので、法律で決まっている以上は斎場組合でも条例をもつ必要があるということがございます。

以上でございます。

議 長 (青鹿 和男君) 吉川議員。
1 1 番 (吉川 洋君) 条例に規定されてあるわけですね。4人という職員体制の中で、困難さがあるが故にそれができないというのであれば、逆に何かの形で補完をしなければいけないと思うんですけども、実例的にはそういうような局面はなかったですか。

議 長 (青鹿 和男君) 局長。
事務 局長 (西 和彦君) お答えいたします。

今までは確かになかったんですけども、監護の期間というのができてきましたので、これからそういったことも事例としては発生して

くる可能性もありますので、その辺につきましましては、齋場組合の職員になったらとれないということではなくて、十分その制度についても研究検討させていただいて、対応していけるように考えております。

以上でございます。

議 長 (青鹿 和男君) 吉川議員。
1 1 番 (吉川 洋君) 今回の条例の改正でも、そういう意味では幅も広がったんですね。だからそれが非常にとりやすいような職場環境と、あと人員体制、補完する体制づくりなどについてもきちんと検討を進めていただきたいと思います。これは理事者側との協力も当然必要になってくると思いますが、よろしくをお願いします。

議 長 (青鹿 和男君) ほかに質疑ございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (青鹿 和男君) 質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。通告願います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (青鹿 和男君) 通告がありませんので、討論を終結いたします。
これより議案第6号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (青鹿 和男君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号は原案のとおり承認されました。

————— ※ ————— ※ —————

議 長 (青鹿 和男君) 日程第8 議案第7号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二君。

管 理 者 (橋本 聖二君) 議案第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて、につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の人事評価制度に関連する規定を整備する必要が生じたことから改正するものでございます。

主な改正内容は、前年度の人事評価の結果を翌年度の勤勉手当へ反映させるため、対象となる勤務期間の見直しをするものでございます。

秋川流域齋場組合の職員に係る給与制度等につきましましては、従来より日の出町に準拠してまいりましたが、日の出町の給与条例が本年6月定例会において改正されたため、齋場組合においても同様の改正を行うものでございます。

なお、町と同様に本年6月の勤勉手当より適用する必要があること

から、専決処分とするものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

議 長 (青鹿 和男君) これより質疑に入ります。
辻よし子君。

1 番 (辻 よし子君) 2点ほどあります。

1点目は、17条になりますけれども、現行では「基準日以前6月以内の期間における」というのが入っております、この期間の勤務成績を見るということになっていきます。その部分がそっくり抜けているんですけども、今、町長のほうから前年度のものを反映させるということでしたので、これは1年ということの理解でいいのか。それを規定したようなものがあるのかどうか教えてください。

議 長 (青鹿 和男君) 局長。

事務 局長 (西 和彦君) お答えいたします。

17条の関係でございますけれども、こちらにつきましては今回削除をいたしまして、その関連の規定ということでございますけれども、秋川流域斎場組合職員人事評価実施規程というものを4月1日付でつくっております。それと同時に秋川流域斎場組合職員の勤勉手当の成績率運用規程というのがございまして、その成績率の運用規程の第6条になりますが、成績率の適用期間という条文がございます。その中で、勤務成績は当該評価が実施された年度の翌年度の6月及び12月に支給する勤勉手当について適用するという規定がされておまして、前年度1年間の評価、4月から3月の1年間を通して評価をするわけですが、その評価の結果を翌年度の6月と12月の勤勉手当に反映するという内容で、規定の整備をしております。

以上でございます。

議 長 (青鹿 和男君) 辻議員。

1 番 (辻 よし子君) わかりました。ありがとうございます。

今回の条例改正で期末手当額算定の基礎額、それから勤勉手当額算定の基礎額、これが分けられたということだと思います。それで、勤勉手当額算定の基礎額、これにはこれまでは扶養手当が入っていたのが、それを抜いたということだと思います。これは扶養の有無と勤勉というものの関連性が特にないということ以外されたということだと思います。なんですけれども、あきる野市の場合は、この期末手当と勤勉手当は一緒に両方とも扶養手当が入っております。それはやはり実質的な影響額が大きくなると、扶養手当の分を外したのになると実質的な影響額が大きいですという、そういった配慮があるということだと思います。なんですけれども、その辺、日の出町では、例えば組合との交渉とかそ

ういった中で問題にならなかったのか、実質的な影響額についてどうお考えなのか教えてください。

議 長
事務 局長

(青鹿 和男君) 局長。

(西 和彦君) ただいまのご質問でございますけれども、16条に期末手当、それから17条に勤勉手当がございます、17条の勤勉手当の算定基礎額から扶養手当が除かれる、その影響はということでございますが、扶養手当がそっくりそのまま、いままで算定されていたものがなくなるということではございません。例えば給料、それに扶養手当、それらを足したものに対して職務加算率が何パーセントとあるのですが、それをかけるときに、かける基礎となるところから扶養手当が外れるということです。例えば1万円の扶養手当がそっくりなくなるとかいうものではなくて、それらに対しての数パーセントが原資から落ちてくるというようなことでございます、影響としてはそれほどないものと思います。

また、現在の日の出町の扶養手当は、子どもは入っておりますが、過去の見直しで親については扶養手当に含まれておりませんので、金額的にはそれほど多くないと感じております。また、斎場組合職員4人のうち、子どもがいる職員というのは少数ですので、扶養手当の影響も斎場においては、それほどないということでございます。

以上でございます。

議 長
1 番
議 長
6 番

(青鹿 和男君) よろしいですか。

(辻 よし子君) はい。

(青鹿 和男君) ほかに、山根議員。

(山根トミ江君) 1点だけお伺いします。

17条、勤勉手当についてですけれども、この勤務成績によって勤勉手当の金額が変わると理解するんですけど、この勤務成績の評価を行う際に誰がやるのかなというようなことと、評価の基準はどのようなことが基準となってやるのか、あとは人事評価を行う目的みたいなものはあるのかなと思いますけれども、その辺のところはどうなっているか教えてください。

議 長
事務 局長

(青鹿 和男君) 局長。

(西 和彦君) それでは、ただいまの山根議員のご質問にお答えいたします。

斎場組合の人事評価全体の状況の説明ということでよろしいかと思っておりますけれども、まず、平成26年に人事評価制度の導入を柱といたしました地方公務員法の改正がございまして、28年4月に施行をされてございます。これは法的に人事評価に基づいて職員の処遇等を決めていかなければいけないというようなことが法的にも規定され

てございます。日の出町といたしましては、平成24年の3月に、こちらにあります日の出町人材育成基本方針というものを定めました。その中に人事評価についての内容も載っております。まず町で行っている人事評価について一点ご理解いただきたいんですけども、評価をして職員に差をつけるということが目的ではなく、あくまでも人材育成が目的となっています。人材育成のために人事評価が一つの手法として活用されているということをご理解いただきたいと思えます。

こちらが24年の3月に策定されまして、その後町のほうでも24年から5年間をかけて制度の構築、職員育成のための研修を年に5、6回行い、人事評価の試行を重ねてまいりました。そして29年、今年の6月の勤勉手当に、いよいよその評価結果を反映するということになりまして、今回の条例、あるいは規定等の整備が行われたということでございます。

ただ、斎場組合は4人の職場ですので、4人で人事評価をして差をつけるというのは、これはなかなか難しいことなのかなというふうに考えております。斎場組合につきましても、日の出町の人事評価の運用の中に含めさせていただいて、日の出町の職員と全く同じような人事評価を行っているというようなことでございます。一次評価は私のほうでさせていただいて、最終評価は管理者ということになっておりますけれど、内容的には町と全く同じ制度の中で運用しているというようなことをご理解いただければと思います。

以上です。

議 長 (青鹿 和男君) 山根議員。
6 番 (山根トミ江君) わかりました。差をつけることが目的ではないということですよ。あくまで有能な人材を育成することが目的なのかなというふうなことで理解をいたしましたので、このことによってより良い人材確保ができればよろしいかなと、そういうふうに理解をいたします。ありがとうございます。

議 長 (青鹿 和男君) ほかに質疑はございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (青鹿 和男君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。通告願います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (青鹿 和男君) 通告がありませんので、討論を終結いたします。
これより議案第7号を採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議

長 (青鹿 和男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり承認されました。

————— ※ ————— ※ —————

議

長 (青鹿 和男君) 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第1回秋川流域斎場組合議会臨時会
を閉会いたします。

午後2時55分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成29年8月3日

秋川流域斎場組合議会議長

秋川流域斎場組合議会議員

秋川流域斎場組合議会議員